



## 高額療養費制度

ID 1000508

重い病気や大きなけがのため、国民健康保険を使って高額な医療費を負担した場合、その一部が返還される制度です(ただし、保険対象の医療費に限る)。

▷月の初日から月末までの受診で支払った金額(保険診療分の一部負担金に限る)を1か月として計算します。月をまたいだ診療は、各月で一定の自己負担限度額を超えなければ支給対象とはなりません。

▷支給対象世帯には診療月の約3か月後に支給予定金額などを記載した該当通知はがき(勤奨はがき)を送付します(支給予定金額が100円未満の場合を除く)。

▷限度額適用認定証の交付を受けた人(入院・外来ともに交付可)は、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

▷過去12か月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合は、4回目以降の自己負担限度額が引き下げられます(多数回該当)。

## 自己負担限度額

### 【70歳～74歳の国民健康保険被保険者】

1か月のうち入院・外来全ての保険診療にかかる一部負担金が合算対象になります。

区分 ※3	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
現役並み所得者	3割	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
一般所得者	2割 ※4	14,000円	57,600円
低所得者(I・II)	2割 ※4	8,000円	(I) 24,600円 (II) 15,000円

※3 区分についてはお問い合わせください。  
 ※4 昭和19(1944)年4月1日以前生まれの人は特例措置により1割。

### 【70歳未満の国民健康保険被保険者】

病院・診療所ごと、また同じ病院でも入院・外来・歯科は別々で計算し、個人ごとの負担金額が21,000円以上の場合に合算対象となります。

区分 ※5	自己負担限度額(月額)
901万円超の世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
600万円超～901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
210万円超～600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
210万円以下の世帯	57,600円
全員が住民税非課税の世帯	35,400円

※5 区分欄の金額は、総所得から基礎控除33万円を引いた加入世帯員全員の合計額です。

## 4月から新たな国民健康保険制度が始まります

ID 1023230

国民健康保険制度は、現在、全国の市町村それぞれが保険者となって運営していますが、4月からは都道府県と市町村が共同保険者となって運営します。財政運営を都道府県単位に拡大するとともに公費負担を拡充することで、安定的な運営を目指します。

## 国保運営に都道府県が加わると、保険税はどうなるの？

これまで、市町村によって医療費水準や所得の状況が異なる中、各市町村が保険料(税)を決定していたため、現在の保険料(税)は市町村ごとに異なっています。変更後も、実際の保険料(税)は市町村が決定しますが、財政運営が都道府県単位に拡大することに伴い、市町村間で負担を支え合うため、長期的に同じ都道府県下では徐々に同じ保険料(税)水準になることを目指しています。

## 何か変わるところはあるの？

加入者の皆さんの医療の受け方や保険税の納め方などは変わりませんので、ご安心ください。住所変更や加入・脱退の手続き、療養費の給付手続き、被保険者証の交付などもこれまでどおり市が行うとともに、保険税も市が賦課・決定し、保険税の納税通知書を送付します。

### 【変更点】

#### ○被保険者証の様式が変わります

都道府県も保険者となるため、被保険者証の様式が変わります。なお、現在交付済みの被保険者証は4月以降も有効で、今年12月1日の一斉更新の際に変更となる予定です。

#### ○高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

同一都道府県の他の市町村に転居した場合でも、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の多数回該当が通算されるようになります。

国民健康保険課(☎77・2065 FAX77・2085)

## 暮らしと健康を支える 国民健康保険

ID 1000079

国民健康保険課

(☎77・2065 FAX77・2085)

FM宝塚  
83.5MHz

市職員が出演してご説明します。  
 2月9日(金)10時半～11時  
 (再)2月18日(日)15時～15時半

国民健康保険の加入・脱退の手続きや被保険者証の交付は国民健康保険課、窓口サービス課、各サービスセンター・ステーションで、保険の給付手続きや保険税の計算は国民健康保険課で受け付けています。

▷退職しても、一定の加入期間があれば退職前の健康保険に引き続き加入(任意継続、退職後20日以内に手続きが必要)することができます。国民健康保険に加入するよりも保険料の金額が低い場合がよくあります。手続き・料金などは脱退前に加入していた健康保険に相談してください。

▷特別な理由(勤務先を解雇・倒産・災害、65歳以上の退職を除く失業・休廃業など)により保険税の納付が著しく困難な場合には、申請することで保険税が減額・減免できる場合があります。納税通知書が届いてから納期限までに、国民健康保険課へご相談ください。

▷その他、保険税の納税に関するご相談は市税収納課(☎77・2053 FAX77・9105)へお問い合わせください。

## 加入・脱退等の手続き(事由発生から14日以内に届け出てください)

手続き	こんなとき	持参するもの
加入	他の市町村から転入した	○被保険者証(追加加入のとき)
	職場の健康保険をやめた	○健康保険資格喪失証明書(事業所等発行の証明書) ○被保険者証(追加加入のとき)
	子どもが生まれた	○被保険者証 ○母子健康手帳 ○印鑑
脱退	他の市町村へ転出する	○被保険者証
	職場の健康保険に入った	○新たに加入した健康保険の被保険者証と、今までの国民健康保険の被保険者証(対象者分すべて)
	死亡した	○被保険者証 ○印鑑 ○喪主を確認できるもの
その他	住所・氏名・世帯主が変わったなど	○被保険者証
	修学のため、市外で生活する	○被保険者証 ○在学証明書 ○住民票
	被保険者証を紛失した	○運転免許証・住民基本台帳カード・マイナンバーカード・パスポートなど官公署発行の顔写真付きで本人確認できるもの

※各欄に記載の持参物のほか、世帯主と対象者全員のマイナンバー(個人番号)が分かるものと、来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証・住民基本台帳カードなど)を持参してください。

## 被保険者が医療機関で支払う一部負担金の割合

▷義務教育就学前まで…2割

▷義務教育就学後～70歳未満…3割

▷70歳以上

現役並み所得者…3割

上記以外の人…2割(昭和19(1944)年4月1日以前生まれの人は特例措置により1割)

## 国民健康保険の給付例

こんなとき	給付内容
出産した(妊娠12週以上の死産・流産を含む)	出産育児一時金42万円(産科医療補償制度未加入の医療機関での分娩の場合は40万4000円)※1
死亡した	葬祭費5万円(喪主に支給)
▷旅行中の病気などやむを得ない事情で被保険者証を持参せずに受診した ▷海外で受診した ▷病院の指示で補装具などを装着した	審査の上、保険対象医療費から一部負担金を差し引いた額を払い戻し※2
高額な医療費・介護費を支払った	一部負担金の一部を払い戻し

※1 出産育児一時金については、直接支払制度により、原則として市から医療機関に支払います。  
 ※2 国内での保険診療分の全額負担や、海外での受診および病院指示による補装具等の申請方法については、国民健康保険課へお問い合わせください。

## 医療費一部負担金の減免等について

災害により大きな損害を受けた人、あるいは事業または業務の休廃止・失業などにより収入が著しく減少し、生活状態が困窮した人で、医療機関等の窓口での一部負担金(自己負担額)の支払いが困難な場合は、原則3か月以内に限り、医療機関等の窓口での一部負担金を軽減(減額・免除または猶予)できる場合がありますので、相談の上、申請してください。

なお、自己負担額を医療機関等に支払った後、さかのぼっての適用はできませんので、事前にご相談ください。詳しくは、国民健康保険課給付担当(☎77・2063 FAX77・2085)へお問い合わせください。

## 市民福祉金の廃止について

ID 1000627

母子・父子家庭の人や遺児、身体障がい・精神障がい・知的障がいのある人を対象に支給していた市民福祉金は、4月1日をもって廃止します。平成30年度は経過措置として前年度受給権者に5割相当額を支給しますが、平成31年度の支給はありません。今後、その財源を活用して、障がいのある人やひとり親家族の人に対する施策の充実を図っていきます。

申請は今年の3月末で受け付けを終了しますので、昨年3月31日までに本市に住居登録をしている人で、引き続き市内に居住し、市民福祉金の支給要件を満たしている人は3月30日(金)までに医療助成課に申請してください(継続の場合は申請不要)。支給要件や必要書類など詳しくはお問い合わせください。

医療助成課(☎77・2064 FAX77・2085)



## くると施設紹介

市の施設を順次紹介していきます

### 市立図書館

～本との出会いで心を豊かに～

ID1011122

市内には、中央図書館、西図書館、中山台分室、山本南分室、移動図書館すみれ号の図書館があり、本や雑誌の閲覧や貸し出しができます。

#### 初めて図書館を利用する人へ

市職員が出演してご説明します。  
FM宝塚 83.5MHz  
2月8日(木)10時半～11時  
(再)2月17日(土)20時半～21時

本を借りる時には利用券(貸し出しカード)が必要です。市内在住・在勤・在学、阪神間7市1町に在住の人ならどなたでも利用券を作ることができますので、住所と氏名が確認できるもの(健康保険証・免許証など)を図書館にお持ちください。利用券は、全ての図書館・分室等で使用でき、1人10冊まで、2週間借りることができます。

#### 本の返却はお近くで!

図書館で借りた本は、市内全ての図書館で返却できるほか、ブックポストやサービスセンター・ステーション、中央公民館の窓口でも返却できます。ブックポストは、図書館のほか、市役所G階警備防災センター横(24時間利用可能)、総合福祉センター、ラ・ビスタ宝塚管理センター、コープこうべ宝塚店(阪急逆瀬川駅前)に設置しています。

#### 他にもサービスが充実!

図書館では、本の閲覧・貸し出しだけでなく、読みたい本のリクエスト、パソコンや電話での本の予約、図書館資料を使った調べごとをお手伝いするサービスなども行っています。また、おはなし会や紙芝居などのイベント(2月の図書館イベントについては、本誌34・35面参照)も行っていますので、ぜひ図書館にお越しください。

※返却窓口やサービス内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

中央図書館(☎84・6121 FAX81・0598)、西図書館(☎77・1222 FAX77・2199)

### ピピアめふ・さらら仁川公益施設

～用途に合わせて

さまざまな利用を～

ID1013115

阪急売布神社駅前と阪急仁川駅前にあり、用途に合わせて幅広くどなたでも利用できる公益施設を紹介します。年末年始を除き、1年を通してご利用いただけます。

#### ●ピピアめふ公益施設(ピピアめふ14階～6階)

木目調で落ち着いた雰囲気ダイニングキッチンに食器、備品が充実していて、パーティーや料理教室に最適です。そのほかにも、会議室など8つの貸室があります。会員登録により施設利用料が10%割引になります。

利用時間 9時～22時

利用申し込み・問い合わせ

ピピアめふ管理事務所(☎85・2274、平日9時～17時 FAX83・6249)

#### ●さらら仁川公益施設(さらら仁川北館2階・3階)

楽器の練習にぴったりの防音設備付き音楽スタジオなどの貸室があります。そのほか、クッキングルーム、スポーツ・ダンスができる多目的ホールがあります。

利用時間 9時～21時

利用申し込み・問い合わせ

さらら仁川公益施設管理事務所(☎0798・52・7686、平日9時～17時 FAX0798・54・4118)

#### 【中央図書館】



所在地 清荒神1丁目2-18  
開館時間 9時半～18時  
※金曜(第2金曜を除く)、7月・8月の土曜は19時まで開館  
休館日 水曜、第2金曜、年末年始

#### 【西図書館】



所在地 小林2丁目7-30  
開館時間 9時半～18時  
※金曜、7月・8月の土曜(毎月1日を除く)は19時まで開館  
休館日 水曜、毎月1日、年末年始  
\*現在試行的に9時半開館(以前は10時開館)としています。



床・壁が新しくなったライトスポーツルーム(ピピアめふ公益施設)



クッキングルーム(さらら仁川公益施設)

### 税の申告のご案内

ID1000483

平成30(2018)年度の市・県民税の申告と、平成29(2017)年分の所得税の確定申告の受け付けを行います。期限内の申告にご協力をお願いします。

#### 市・県民税 市民税課(☎77・2056、77・2057 FAX71・6188)

##### ■市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内在住で昨年中の合計所得が35万円を超える人、給与収入のほかに年金などの収入がある人。  
※ただし、所得税の確定申告をした人、給与所得者で給与以外に収入がなく勤務先から年末調整されている人は、市・県民税の申告が不要です。

##### ■申告書の送付

昨年申告をした人、申告書の送付を希望した人などに、申告書を郵送します。2月16日(金)までに申告書が届かない場合は、市民税課へ連絡してください。申告書は市民税課、各サービスセンター・ステーションで2月8日(木)ごろから配布予定です。

##### ■申告書にはマイナンバーの記載が必要です

平成29年度市・県民税の申告からマイナンバーの記載が必要になっています。申告の際には、番号確認(提供されたマイナンバーが正しいことの確認)と身元確認(マイナンバーを提供する人が本人であることの確認)をします。なお、代理人による申告の場合には、申告される本人の番号確認、代理人の身元確認、代理権の確認(委任状)が必要になります。

申告の際に必要な書類や提出方法(郵送を含む)についての詳細は、申告書に同封の「申告書の書き方」に記載していますのでご確認ください。

##### ■申告会場・期間(市・県民税) ※来場の際は公共交通機関をご利用ください。

会場	期間(土・日曜を除く)	開設時間
市役所2階 2-4・2-5会議室	2月16日(金)～3月15日(木)	9時～11時半、13時～16時
東公民館	2月21日(水)	10時～11時半、13時～16時
雲雀丘サービスステーション	2月23日(金)	

確定申告書作成の際にはご注意ください!  
～「住民税に関する事項」の記入漏れはありませんか?～

確定申告書の「住民税に関する事項」の内容は、市・県民税の算定に使用します。所得税額に影響がなくても、市・県民税額等に影響する場合がありますので、該当する項目があれば記入してください。記入がない場合、市・県民税決定の際に適用することができませんので、忘れずに記入してください。

#### 所得税 西宮税務署(☎0798・34・3930)

##### ■申告書の作成には国税庁ホームページの活用を

申告書作成会場・税務署は大変混雑します。申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から簡単に作成できますので、ぜひご利用ください。作成した申告書等は印刷し、添付書類とともに郵送等で提出してください。マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。

##### ■医療費控除が変わりました!

平成29年分の確定申告から、領収書の提出が不要となり、新たに「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました。  
▷申告書作成会場へお越しになる場合は、必ず事前に「明細書」を作成してください。  
▷「明細書」は、国税庁ホームページまたは税務署で入手できます。医療を受けた人ごとに、かつ、病院などの支払い先別に集計してください。  
▷医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められた場合に提示または提出が必要)。

##### ■申告書にはマイナンバーの記載が必要です

申告書にはマイナンバーの記載および申告される本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

##### ■申告書作成会場・期間

会場	期間(土・日曜を除く)	開設時間	対象者
アピアホール(アピア1の5階)	2月8日(木)～28日(水)	9時半～16時	年金受給者、給与所得者、事業所得者等(土地・建物・株式等の譲渡、贈与税および相続税の申告を除く)
西宮商工会館(西宮税務署向かい)	2月8日(木)～3月15日(木)	9時～16時	年金受給者、給与所得者の医療費控除等の還付申告者のみ(土地・建物・株式等の譲渡、贈与税および相続税、住宅借入金等特別控除の申告を除く)
西宮税務署	2月16日(金)～3月15日(木)	9時～17時(受け付けは16時まで)	土地・建物・株式等を売却した所得、贈与税、相続税の申告者

※各会場では、当日の混雑状況によって相談受け付けを大幅に早く終了する場合があります。  
※来場の際は公共交通機関をご利用ください(西宮税務署では3月16日(金)まで駐車場が利用できません)。  
※問い合わせは各会場ではなく、西宮税務署をお願いします。

##### ■公的年金等を受給されている人へ

公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は合計額)が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税と復興特別所得税の確定申告書の提出が不要です。ただし、上記の要件に該当する場合であっても、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。



募 集 職 種	募集人数	受 験 資 格
公用車運転手 (非常勤嘱託職員)	2人程度	昭和33(1958)年4月2日以降に生まれ、普通自動車第二種運転免許を取得している人
新文化芸術施設開設準備担当 (非常勤嘱託職員)	1人	下記の要件をすべて満たす人 ①昭和33(1958)年4月2日以降に生まれ、高校を卒業した人 ②博物館法で定める学芸員資格がある人、または文化芸術事業